ロ　昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族厚生年金等の支給事由となった死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間（イに掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。）

ハ　当該特例による遺族厚生年金等の支給事由となった死亡に係る者の相手国期間であって政令で定めるもの

二　前条第二項第二号又は第三号に掲げる場合　前号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による遺族厚生年金等の支給事由となった死亡に係る者の相手国期間であって政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率

3　第一項の規定による遺族厚生年金の加給（厚生年金保険法第六十二条の二第一項の規定により遺族厚生年金に加算する加給年金額に相当する部分に限る。以下この項において同じ。）の額は、同条第一項に規定する配偶者が当該遺族厚生年金の加給の支給を受けることができることにより、特例による遺族基礎年金又は第二十条第一項の規定により支給する遺族基礎年金に係る遺族基礎年金の加算その他の年金たる給付に加算する額であって政令で定めるものに相当する部分（以下この項において「遺族基礎年金の加算等」という。）の支給が停止されている場合において、当該遺族厚生年金の加給の額が当該遺族基礎年金の加算等の額より低いときは、第一項の規定にかかわらず、当該遺族基礎年金の加算等の額に相当する額とする。

4　第三十二条第九項の規定は、第一項の場合について準用する。

第三十四条中「おける」の下に「当該老齢厚生年金又は障害厚生年金の」を加え、同条に次の一項を加える。

2　この法律の規定により支給する老齢又は障害を支給事由とする年金たる給付であって政令で定めるものの受給権を有する者に係る老齢厚生年金又は障害厚生年金の当該者の子について加算する額に相当する部分の支給の停止及び支給の調整に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十八条第二項中「第八項」を「第九項」に「第六項」を「第七項」に改める。

第三十九条第二項中「第八項」を「第九項」に改める。

第四十条中第五項を削り、第六項を第五項とし、同条第七項中「及び第七号」及び「厚生年金保険法第六十二条第一項の遺族厚生年金の中高齢寡婦加算に係る加算の要件又は」を削り、同項を同条第六項とし、同条第八項第一号中「額」の下に「及び同項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金に係る六十歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金の加算の額」を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は」を「係る」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は」を「係る」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　第一項の規定により支給する遺族厚生年金に係る遺族厚生年金の加給の額　第三十三条の二第四十条中第八項を第七項とし、第九項を第八項とし、第十項を第九項とする。

第四十三条中「遺族厚生年金又はこれに加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算」を「遺族厚生年金等若しくは第四十条第一項の規定により支給する遺族厚生年金又はこれらに係る六十歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金の加算、遺族厚生年金の加給」に、「遺族厚生年金又は当該遺族厚生年金の中高齢寡婦加算」を「遺族厚生年金等若しくは同項の規定により支給する遺族厚生年金又は当該六十歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金の加算、遺族厚生年金の加給」に改める。

第四十四条、第四十六条、第五十条及び第五十五条中「第三十二条第八項」を「第三十二条第九項」に、「（第四十条第八項」を「及び第三十三条の二第四項（これらの規定を第四十条第七項」に、「及び第三十九条第二項」を「並びに第三十九条第二項」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第十九条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項の表中

第　三　一　級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上

を

第　三　一　級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上　六三五、〇〇〇円未満

に改め、同表に次のように加える。

第　三　二　級	六五〇、〇〇〇円	六三五、〇〇〇円以上　六六五、〇〇〇円未満
第　三　三　級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上

附則第十二条第三項中「附則第十四条の二第二項」を「附則第十四条の二の二第二項」に改める。

附則第十四条の二を附則第十四条の二の二とし、附則第十四条の次に次の一条を加える。

（国に使用される組合員以外の組合員に係る費用負担に関する特例）

第十四条の二　国に使用される組合員以外の組合員のうち社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）附則第二十四条第十一項に規定する短時間被保険者に相当するものとして政令で定める者に係る第九十九条第二項（第一号及び第五号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定の適用については、当分の間、同項の規定にかかわらず、同法附則第二十四条の規定による同条第一項に規定する短時間被保険者に係る健康保険料に関する経過措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、掛金及び負担金の割合の特例を設けることができる。

第二十条　国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第四十条第一項の表中

第　三　三　級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上

を

第　三　三　級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上　六九五、〇〇〇円未満

に改め、同表に次のように加える。

第　三　四　級	七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上

第二十一条　国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第四十条第一項の表中

第　三　四　級	七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上

を

第　三　四　級	七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上　七三〇、〇〇〇円未満

に改め、同表に次のように加える。

第　三　五　級	七五〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円以上